

## 西洋館2件を歴史的建造物に認定しました！

## 『山手 69-6 番館』 『山手 267 番館』

横浜市では、歴史を生かしたまちづくりに取り組む中で、昭和63（1988）年度から「歴史を生かしたまちづくり要綱」に基づき、古民家、西洋館、近代建築、土木産業遺構などを歴史的建造物として認定しています。このたび、令和6年3月25日付で、西洋館「山手 69-6 番館」、「山手 267 番館」の2件を新たに認定しました。現在、どちらも個人住宅として使用されています。

山手は慶応3（1867）年に居留地に指定され、以降、外国人が暮らす西洋館や学校、教会などが立ち並び、街並みが形成されました。山手らしさの象徴である西洋館ですが、今回、地区内の認定の西洋館は計22件となりました。

## 山手 69-6 番館



関東大震災後の復興期に外国人用に建てられた民間による震災復興住宅で、5棟の西洋館が集積する一画に存します。緑豊かな環境と歴史的建造物が群を形成する場所は山手でもこの一画のみであり、非常に貴重です。

ベイ・ウィンドウや切妻屋根など、同時期の西洋館にも顕著な意匠が見られる点も特徴です。

## 建造物の概要

建築年	大正14年～昭和2年頃
設計施工	不詳
構造	木造2階建
その他	非公開

## 山手 267 番館



山手の居留地として最後の編入となる区画に建つ西洋館です。当初建てられた玄関棟及び東棟と、進駐軍により建てられた西棟の3棟で構成されます。建築時期の異なる建物が連なっており、歴史の経過を感じられる点が非常に貴重です。

西洋館と和風趣味の庭園からなる景観も特徴です。

## 建造物の概要

建築年	玄関棟・東棟：昭和3～19年頃 西棟：昭和22～24年頃
設計施工	不詳
構造	木造2階建
その他	非公開

## ◆「歴史を生かしたまちづくり要綱」及び「横浜市認定歴史的建造物」について

横浜市は、歴史的資産を評価しまちづくりの資源として位置付け、保全活用を積極的に図っていくため、昭和 63(1988)年度に「歴史を生かしたまちづくり要綱」を施行しました。この中で、主に建造物の外観保全と活用を促進するため、専門家の調査により価値が高いとされた建造物を「登録」し、中でも更に価値があると判断されたものを所有者による同意を得た上で「認定」しています。

歴史的建造物の認定にあたっては、「歴史的景観保全委員」へ意見聴取を行い、所有者と共に建造物の保全すべき部位や方向性等をまとめて、所有者同意の上、「保全活用計画」を定めます。認定された場合、保全のための改修等に必要な費用の一部について、市の助成を受けることが可能です。

### ◆Topics!◆

#### 「横浜市歴史的風致維持向上計画（仮称）」の策定を検討しています！

現在、横浜市では、歴史まちづくり法に基づく「横浜市歴史的風致維持向上計画」の策定を検討しており、外観改修工事等への持続的な支援などを通じて、歴史的建造物をできるだけ多く再生・継承していくことで、様々な活用を促進し、横浜の魅力を感じていただけるまちづくりを進めていきます。



お問合せ先

都市整備局都市デザイン室長 光田 麻乃 Tel 045-671-2009